避難所開設準備シート

1　開設する避難所の決定

避難所の開設は区災害対策本部が決定する。
開設を決定した場合、災害対策本部は移動系防災無線の一斉放送、一斉情報配信システムなどを使用して、各学校へ周知する。

2　避難所に派遣される区職員

災害情報連絡員は発災直後の被害情報の収集や報告、区災害対策本部との連絡調整などを行い、避難所の設置及び運営への協力を行う。その後、避難所の管理等に従事する職員が派遣され、災害情報連絡員と引継ぎを行う。

3　学校避難所運営協力本部

学校、区職員、災害協力隊、ボランティア等の代表者による学校避難所運営協力本部を設置する。
避難所運営に関する組織体制は様式【1-5】のとおりとする。

4　発災時第1回学校避難所運営協力本部会議次第（参考）

①避難所運営に関わる役割分担	様式【1-5】参照
②被害状況の把握	学校施設内、周辺地域の状況、ライフライン等
③施設の使用方法	避難者立入禁止区域の設定、医療救護所の設定等
④生活のルール	トイレ、起床・消灯・食事・清掃時間の設定、ゴミ処理、ペット、高齢者等災害弱者への対応
⑤避難所管理	避難者名簿の作成、避難者の部屋割り等
⑥外部との連絡方法	通信手段の確認（災害時優先電話、特設公衆電話、防災無線等）
⑦給食・物資	施設内の備蓄物資の状況、救援物資の受入等